

入札説明書

大分県二豊学園ほか7庁舎で使用する電気の一般競争入札については、入札公告に定める事項及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

競争入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記15に掲げる部局に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

- 1 公告日 平成26年12月2日（火曜日）
- 2 競争入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の種類及び予定数量
大分県二豊学園ほか7庁舎で使用する電気2,652,993キロワットアワー
 - (2) 使用期間
平成27年3月1日から平成28年2月29日まで
 - (3) 需要場所
仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり
- 3 競争入札参加資格及び当該資格を得るための申請方法等
 - (1) 競争入札参加資格
大分県が発注する物品の製造の請負及び買入れに係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者
 - (2) 申請の方法
(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して提出すること。
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の入手、提出先及び問い合わせ先
大分県会計管理局 用度管財課 物品調達班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
電話 097-506-2965
 - (4) 申請の時期
平成26年12月2日から平成27年1月6日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。
- 4 入札参加条件
次の条件をすべて満たしている者
 - (1) 大分県が発注する物品の製造の請負及び買入れに係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者
 - (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者
 - (3) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者

- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

- 5 大分県二豊学園ほか7庁舎で使用する電気の仕様仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり

- 6 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

- 7 入札の方法

入札に参加する者は、入札書（別添様式）に電気料金入札金額計算書（別添様式。以下「計算書」という。）を添付して直接又は郵便（書留郵便に限る。）により、提出しなければならない。

- (1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班
- (2) 提出期限 平成27年1月14日（水）午後2時30分
ただし、郵送の場合、平成27年1月13日（火）午後5時までに必着のこと。入札書の日付は平成27年1月14日とすること。
- (3) 代理人が入札する場合は、委任状（別添様式）を入札書とともに提出すること。
- (4) 入札書及び計算書は、直接提出する場合は封筒に入れ、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）を記入の上、提出すること。
郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書及び計算書を中封筒に入れ、封かん及び封印し、外封筒の封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「1月14日開封《大分県二豊学園ほか7庁舎で使用する電気》の入札書在中」と朱書きすること。
- (5) 提出した入札書及び計算書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 入札参加資格を有している書類（資格審査結果通知書の写し）は事前に提出すること、但し、入札参加資格申請中で事前の提出が間に合わない場合には添付資料として、入札参加資格を有している書類（資格審査結果通知書の写し）を入札書とともに提出すること。
- (7) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することが困難であると認められたときは、当該入札を延期又は廃止することができるものとする。
- (8) 入札行為をする者は入札書（及び委任状）に使用する印鑑を持参すること。

- 8 入札書及び計算書の記入方法等

- (1) 計算書は、仕様書に記載の契約電力、予定使用電力量及び力率を用いて施設別に電気料金見込金額を見積もり、電気料金見込金額の合計金額の108分の100に相当する金額を電気料金入札金額とすること。
なお、算定過程で各施設の電気料金見込金額合計に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (2) 計算書の電気料金入札金額を入札書の電気料金入札金額欄に記入すること。
なお、落札金額は電気料金入札金額の100分の108に相当する金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。
- (3) 基本料金単価は、力率割引及び割増し適用前の単価とする。

- (4) 電力量料金単価は、燃料費の変動に伴う発電費用の変動（燃料費調整単価）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まない予定使用電力量に対する単価とする。
- (5) 仕様書の予定使用電力量は、3%の損失率に修正した数値である。
- (6) 入札書に記入した事項を訂正する場合は、訂正部分を二重線で消し、押印すること。
- (7) 数字はアラビア数字で記入すること。

9 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又はその代理人が立ち会いのもと行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行うものとする。
- (2) 開札場所 大分県庁舎本館2階入札室
- (3) 日 時 平成27年1月14日（水）午後2時30分
- (4) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。
この場合において、再度の入札は、1回を限度とし、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除とする。
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。
ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
イ 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

11 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
- (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。

12 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（電気料金入札金額）をもって入札をした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

13 入札（見積）結果表の閲覧による公開

入札（見積）結果表の閲覧を希望する者は、入札（見積）結果表閲覧申請書を提出の上

で閲覧を行うことができる。

14 質問書の受付・回答

本調達に関する質問については、質問書（別添様式）により受付の上、質問の内容及び回答を大分県庁のホームページに掲載する。

(1) 提出先

大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班

(2) 受付期間

平成26年12月2日（火）午後4時00分から平成26年12月19日（水）午後5時00分まで

(3) 受付方法

持参、郵送又はFAXのいずれかの方法により提出すること。

(4) 回答日時

平成26年12月24日（水）午後2時00分

(5) ホームページ掲載期間

平成26年12月24日（水）午後2時00分から平成27年1月14日（水）午後5時00分まで

15 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2963

FAX 097-506-1784